

プロジェクションマッピングを推進するための屋外広告物法における対応について

対応の概要

- プロジェクションマッピング実施の環境整備を進めることは、都市の魅力を高める上で重要。
- いわゆる屋外広告物と態様、景観への影響等が大きく異なるため、従来の「屋外広告物条例ガイドライン」とは別に、新たにその特性を活かす「プロジェクションマッピングに関するガイドライン」を策定・公表する。（平成30年3月30日発出）

プロジェクションマッピング技術

プロジェクションマッピングに係る技術は、世界的に大きく進展

規制改革推進会議からの主な指摘

- 従来の広告物と同じ規制を適用するのは疑問（特に面積規制）
- 各自治体に規制のあり方を委ねるのは酷。ガイドラインで方向性を示すべき
- ガイドラインにおいては、実施する際の手続、申請・届出先一覧、留意点をまとめたものも示すべき
- 2019年ラグビーワールドカップ及び2020年東京オリンピック・パラリンピックに間に合わせること

新たに策定・公表するガイドラインの概要

- プロジェクションマッピング技術は日進月歩。
従来の広告物とは異なり、景観阻害や損壊等の恐れが小さく、都市の景観・風致や安全性への影響が小さい。
 - この特性を踏まえ、以下の点を明示する新たなガイドラインを策定・公表する。
 - ① 公益性があり期間限定で行われるものは、規制手続きの適用除外とすることができる旨、明示
 - まちの活性化に資する期間限定のイベント（オリパラ関連など）は適用除外とする
 - ② 禁止地域は住宅系用途地域など景観上配慮が必要な地域に限定。また、商業地域等においても面積要件等の制限を撤廃することができる旨、明示
- ※別途、プロジェクションマッピング実施の際の手続きや窓口等を明記した「実施マニュアル」も策定・公表する